

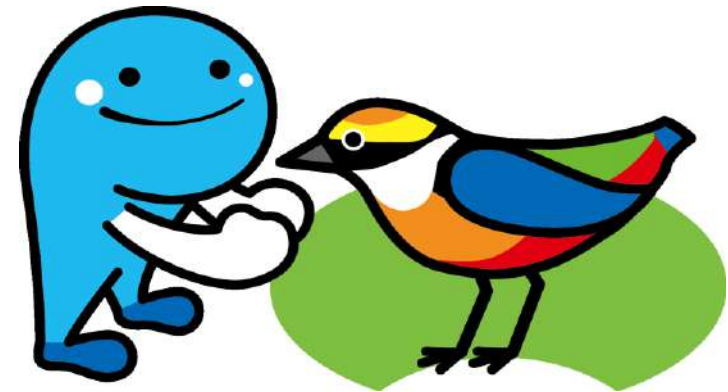
高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの 策定等をととした組織連携と人材育成



高知県の紹介



人口:691,527人(R2国勢調査)
高齢化率:35.5%(R2国勢調査)
合計特殊出生率:1.3(R5人口動態統計)
市町村数:11市 17町 6村
(うち中核市1)

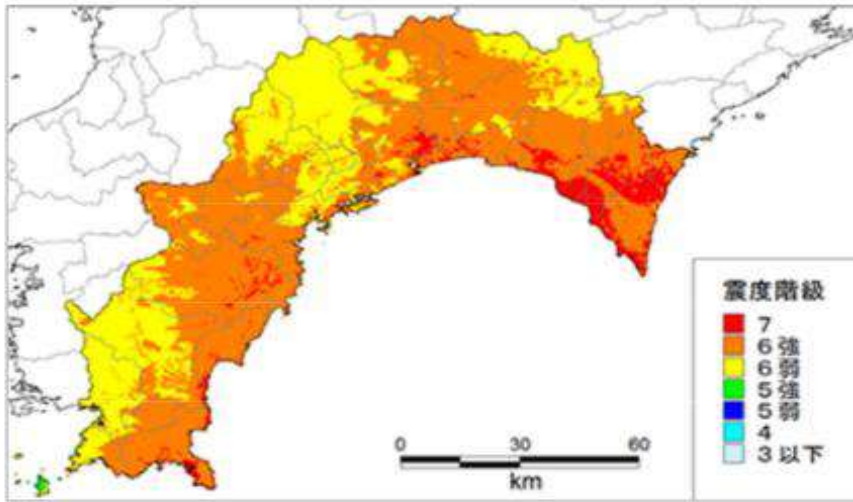


高知県の被害想定（南海トラフ地震）

甚大な被害をもたらす最大クラス(L2)の場合(出典:高知県南海トラフ地震対策行動計画第5期)

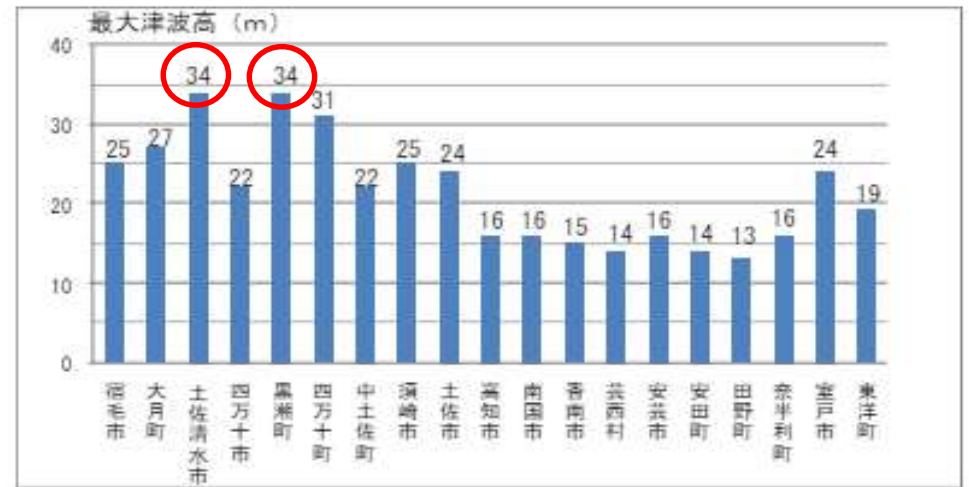
ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】震度7：26市町村、震度6強：8市町村



イ 津波・浸水の想定

【各市町村の海岸線での最大津波高】



死者数:約42,000人

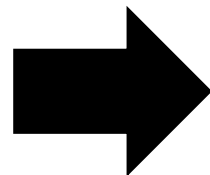
負傷者者数:約36,000人

避難者者数:約423,000人



「県ガイドライン」策定の目的 (策定は手段であって目的ではない！)

高知県南海トラフ地震時
保健活動**ガイドライン**



高知県南海トラフ地震時
保健活動**マニュアル**

- ・各福祉保健所の被害想定に応じた実践的な活動マニュアルの策定
- ・福祉保健所の役割や具体的な活動内容の共有化（所内・所外）、市町村との役割分担の明確化 etc.



発災後の円滑な
公衆衛生活動
につなげること！



- ★市町村の活動マニュアル策定の道標
※東日本大震災・熊本地震の教訓を忘れないために、次の世代に記録として残す。


市町村南海トラフ地震時
保健活動**マニュアル**

- ・各市町村の被害想定に応じた実践的な活動マニュアルの策定
- ・発災時の具体的な活動内容の共有化（庁内・庁外） etc.


- ★マニュアル策定や訓練等を通じた市町村内各課、関係機関、関係団体、住民等との**顔の見える関係づくり**
- ★**住民との協力関係の構築**
(住民力・コミュニティーの強化)
- ★訓練等を通じた**人材育成** etc.

県ガイドラインの基本的な考え方①

南海トラフ地震に特化したガイドライン


-  東日本大震災や熊本地震における被災地支援から得た教訓・有識者の意見を反映

被災市町村が保健活動を展開する際の指針


-  市町村独自の保健活動マニュアル作成を促進
平時からの保健活動のあり方を見直すきっかけ

県ガイドラインの基本的な考え方②

「ターニングポイント」で活動期を区分


-  時間軸ではなく、保健活動を展開していくきっかけとなる出来事を重視

本ガイドラインにおける保健活動の範囲


-  災害時に市町村が行うべき公衆衛生活動のうち、特に保健師等が中心となって行う住民の健康及び健康面からみた生活環境の課題への対応や連絡・調整の活動
加えて、平時から備えておくべき事項を記載

県ガイドラインの基本的な考え方③

市町村におけるマニュアル作成の留意点

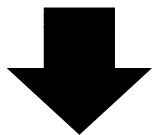
-  本ガイドラインは東日本大震災や熊本地震の経験をもとにした「ひとつのモデル」
災害の状況に応じて臨機応変な対応が必要
地域防災計画における保健活動の位置づけの明確化、
医療救護計画との一体的な運用が必要

本ガイドラインにおける保健活動の範囲

-  災害時に市町村が行うべき公衆衛生活動のうち、特に保健師等が中心となって行う住民の健康及び健康面からみた生活環境の課題への対応や連絡・調整の活動
加えて、平時から備えておくべき事項を記載

県ガイドライン改定の経緯

H24年度 Ver.1策定



H29年度

R3年度

R5年度

▶ Ver.2へ改定

熊本地震における
被災地支援の経験を
踏まえて改定

- 受援体制の整備に関する内容を追加
- 市町村における保健活動の初動を整理
etc

▶ Ver.3へ改定

感染症対策の強化、多様な
支援チームとの活動連携等
の課題踏まえて改定

- 感染症対策に関する記述の充実
- 保健医療調整本部・支部に関する内容を追加
etc

▶ Ver.3.1へ改定

地域保健対策の基本的な指
針改正や災害保健情報シス
テム運用開始等を踏まえて改
定

- 「統括的な役割を担う保健師」に表現を統一
- 災害保健情報システムの運用開始について追記
etc

市町村マニュアル策定への支援

福祉保健所のための 市町村(保健担当課) 南海地震時「活動」マニュアル策定支援の 手引き

東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年1月に作成した「高知県南海地震時保健活動ガイドライン」をもとに、県としては、今後、市町村における南海地震を想定した保健活動に関するマニュアル(以下、「マニュアル」)の策定を支援していくこととしています。

この「手引き」は、福祉保健所が市町村のマニュアル策定を支援するに当たり、基本的な考え方や具体的な枠組み等について、参考となる事項をまとめたものです。

福祉保健所は、市町村が、主体的に策定や立地条件、組織体制、他の計画やマニュアル等との整合を図りながら、独自のマニュアルとして策定、共有できるものとなるよう、策定のプロセスも重視しながら支援を行うことが重要です。

平成25年4月
健康長寿政策課

- 平成25年度から福祉保健所による市町村マニュアル策定支援を開始
⇒令和元年度に全市町村のマニュアル策定が完了
- マニュアル策定以降、見直しができている市町村がある
⇒県の改定に合わせて、市町村マニュアルの見直しも行えるよう、福祉保健所による支援を継続して実施

平成26年度 南海地震時市町村活動マニュアル策定支援 計画書

提出日時:平成26年月日

福祉保健所名		窓口担当者	
市町村での取組み体制			
福祉保健所の支援体制			

1. 取組みの状況

		目 録 (何を、いつまでに、どの様な方法で、どう) 状況にする)	課 題	備 考
支援する市町村				
管内全体 (研修等)				
その他				

支援する市町村名を記載してください。「例:横北3町村」などまとめて記載してもかまいません。運営、行の進捗を行ってください。

2. 大学等の支援の希望

希望する機関名	期 間	内 容	支 援 内 容 等

3. 本庁からの協力が必要な事項

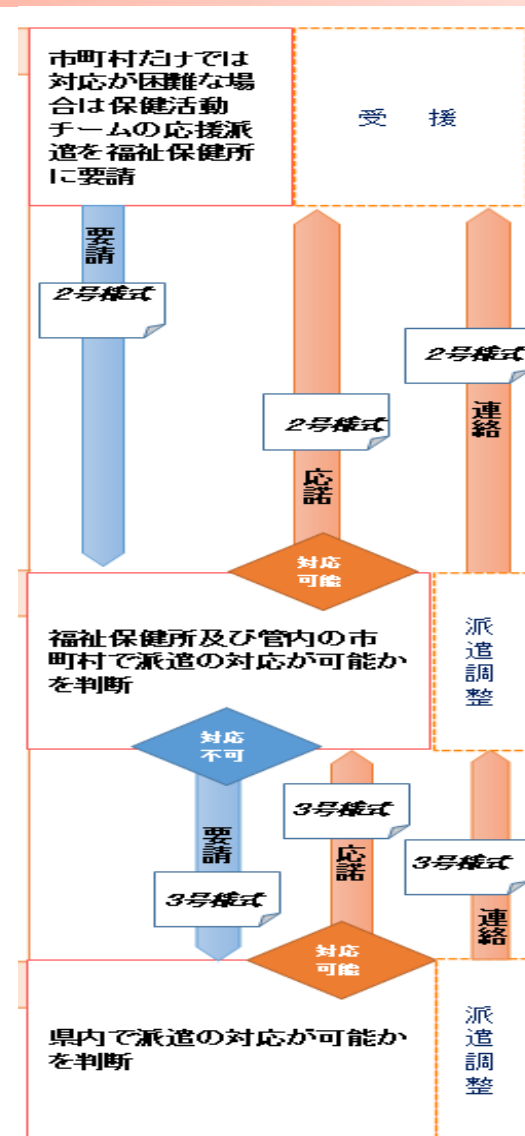
--

南海トラフ地震時保健活動情報伝達訓練

平成26年度～南海トラフ地震対策の一環として、
県本庁・県福祉保健所・市町村で災害時保健活動
の情報伝達訓練を実施している。

目的

- ①市町村、保健医療調整支部（各福祉保健所）、保健医療調整本部（保健政策課）で、保健活動チームの調整に必要な情報の円滑な伝達手順及び手段を確認する。
- ②訓練を踏まえて、市町村保健活動マニュアル及び栄養・食生活支援マニュアル（以下「保健活動マニュアル等」という。）を検証する。
- ③南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの様式を活用し、ガイドラインの実効性を高める。



(情報伝達の一例)

健康危機管理研修

高知県保健師人材育成ガイドラインに基づく研修として、中堅期(5年目以上)、管理期に分けて実施

高知の保健師のめざす姿（保健師八策）～誰のために、何のために～

- 一. 高知の保健師は、**地域に出て、人々の生活を見て、暮らしを支える**ことができる
- 二. 高知の保健師は、個から家族、**家族から地域全体を見る**ことができ、地域の課題を解決する仕組みづくりができる
- 三. 高知の保健師は、**ライフステージに沿って**、継続的・長期的に支援できる
- 四. 高知の保健師は、すべての健康レベルの人を対象とし、**地域全体の健康度を上げる**ことをめざして活動ができる
- 五. 高知の保健師は、住民一人ひとりが自分の健康に目を向け健康行動を取ることができるように、**自己決定を支持**できる
- 六. 高知の保健師は、住民や関係機関の力を引き出すとともに、**ネットワーク化や地域づくり**ができる
- 七. 高知の保健師は、どの部署に配属されても、**公衆衛生の視点で活動**ができる
- 八. 高知の保健師は、専門職としての資質向上を図り、**保健師としての責任を果たす**ことができる

平時から大切にしているめざす姿を健康危機発生時にも活かす

能登半島地震に係る高知県保健活動チーム派遣実績

保健活動チーム①

■ 期間場所：1月12日～3月29日 石川県七尾市

■ 派遣人員：計17班 52名

○ 第1班～第12班は高知市職員との合同班

○ 第13班～第17班は市町村職員との合同班

○ 1班 保健師2名、業務調整員1名を基本に編成

○ 4日交代で順次派遣（第13班からは6日交代）

保健活動チーム②

■ 期間場所：1月26日～4月1日

石川県加賀市（3月1日から金沢市に変更）

■ 派遣人員：計11班 33名

○ 市町村職員との合同班

○ 1班 保健師2名、業務調整員1名を基本に編成

○ 6日交代で順次派遣



能登半島地震に係る高知県保健活動チームの活動を通じて

被災者の健康管理（二次健康被害の防止）

■ 避難所の環境整備

- 感染症対策（換気、断水中の清潔保持、感染者対策）
- 寒さ対策、高齢者の移動支援

■ 要支援者の把握

- 避難者リストの整備
- 避難所運営者、支援チームとの連携

■ 1.5次避難所・二次避難所への対応

- 他自治体の避難者の受入れへの対応

支援者（特に被災自治体の健康管理も重要

情報共有・連携

■ 市町村等への報告

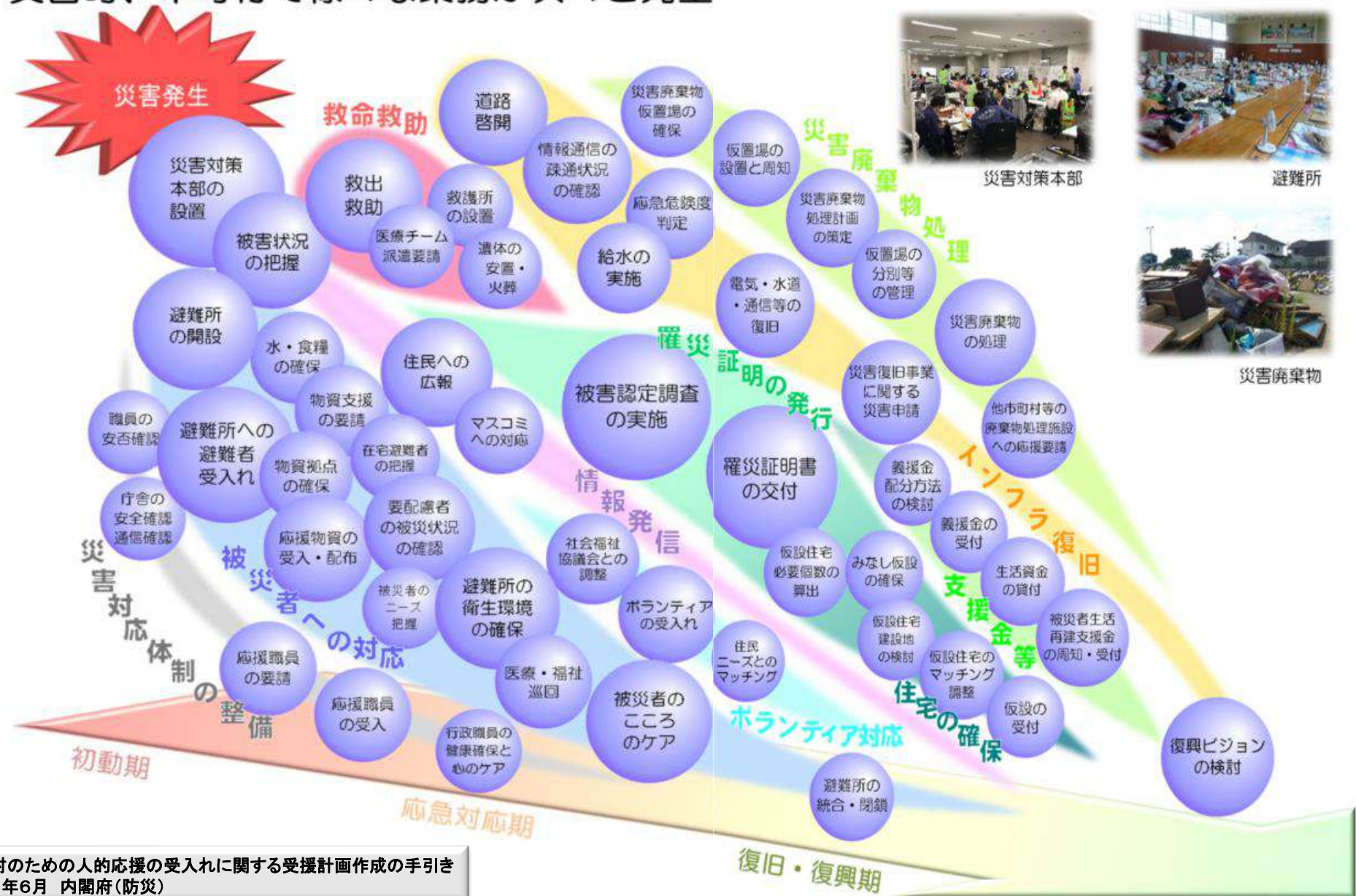
- 報告はすべてオンライン化
- 支援が必要な被災者が確実に引き継げるしくみが必要

■ 行政→支援者、支援者間の情報共有

- ミーティングによる情報共有
- 被災者に関する情報はデジタル対応（一部紙を併用）
- 組織図や地域全体の地図などは見える化が必要（従来どおり紙で掲示）
- 自治体の指示が明確であると活動が円滑
- 支援チームが多職種で連携して被災者支援を行うための体制が必要

南海トラフ地震に備えて「自治体（市町村・県）として支援チームをどのように受け入れるのか」

災害時、市町村で様々な業務が次々と発生



災害対策本部



避難所



災害廃棄物

市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引き
 令和3年6月 内閣府（防災）

能登半島地震に係る高知県保健活動チームの活動を通じて

「受援体制」の整備（初動を円滑にするための準備）

■ 保健活動拠点の確保

■ 受援に向けた体制の整備

- 保健活動の統括の明確化（指揮命令系統の想定）
- 支援チームへの依頼業務の具体化（役割分担の想定）

■ 保健活動の開始に向けた準備

- 必要物品の準備（連絡手段、情報共有掲示板等）
- 支援チームへのオリエンテーションの準備（地区の概要、地図、関係機関・避難所等のリスト等）
- 活動に関する記録・報告様式の検討

■ 被災者支援の準備

- 避難所支援の準備
 - ・避難所の情報（住所・連絡先、地図、道路状況）
 - ・啓発、健康教育用のチラシ等の媒体
- 戸別訪問の準備
 - ・支援目的別リスト（地図含む）
 - ・個人記録様式
 - ・不在連絡票、配付資料等



■ 平時から関係機関との連携～顔の見える関係づくり と訓練